

日本政策金融公庫の海外展開支援

令和2年10月22日
日本政策金融公庫 大阪支店

■ 目次

- ◆ 日本政策金融公庫の概要 ～プロフィール～ …… P.3
- ◆ 海外展開企業向けの制度 …… P.5
- ◆ ご融資事例 …… P.16
- ◆ 国民生活事業の取組み …… P.19
- ◆ 中小企業事業の取組み …… P.22
- ◆ 農林水産事業の取組み …… P.29
- ◆ 外部機関との連携 …… P.33

■ 日本政策金融公庫の概要 ～プロフィール①～

- ◆ 名称 株式会社日本政策金融公庫（略称：「日本公庫」）
- ◆ 設立 平成20年10月1日
- ◆ 組織 国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業等
- ◆ 職員数 7,364人（令和2年度予算定員）
- ◆ 支店 152支店

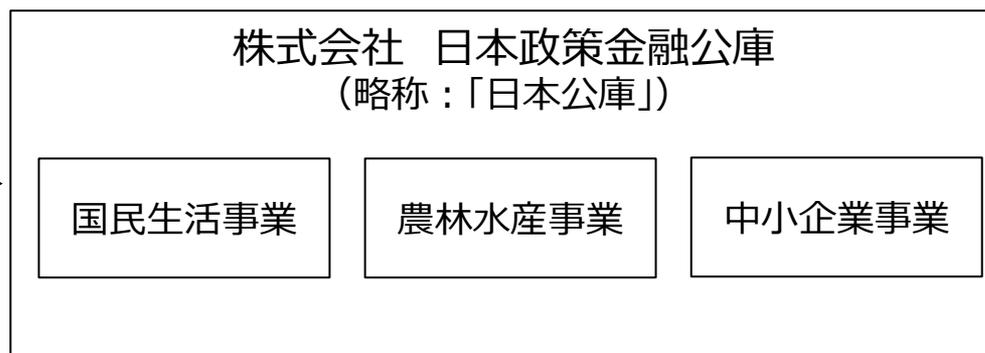
<平成20年9月30日以前>

国民生活金融公庫

農林漁業金融公庫

中小企業金融公庫

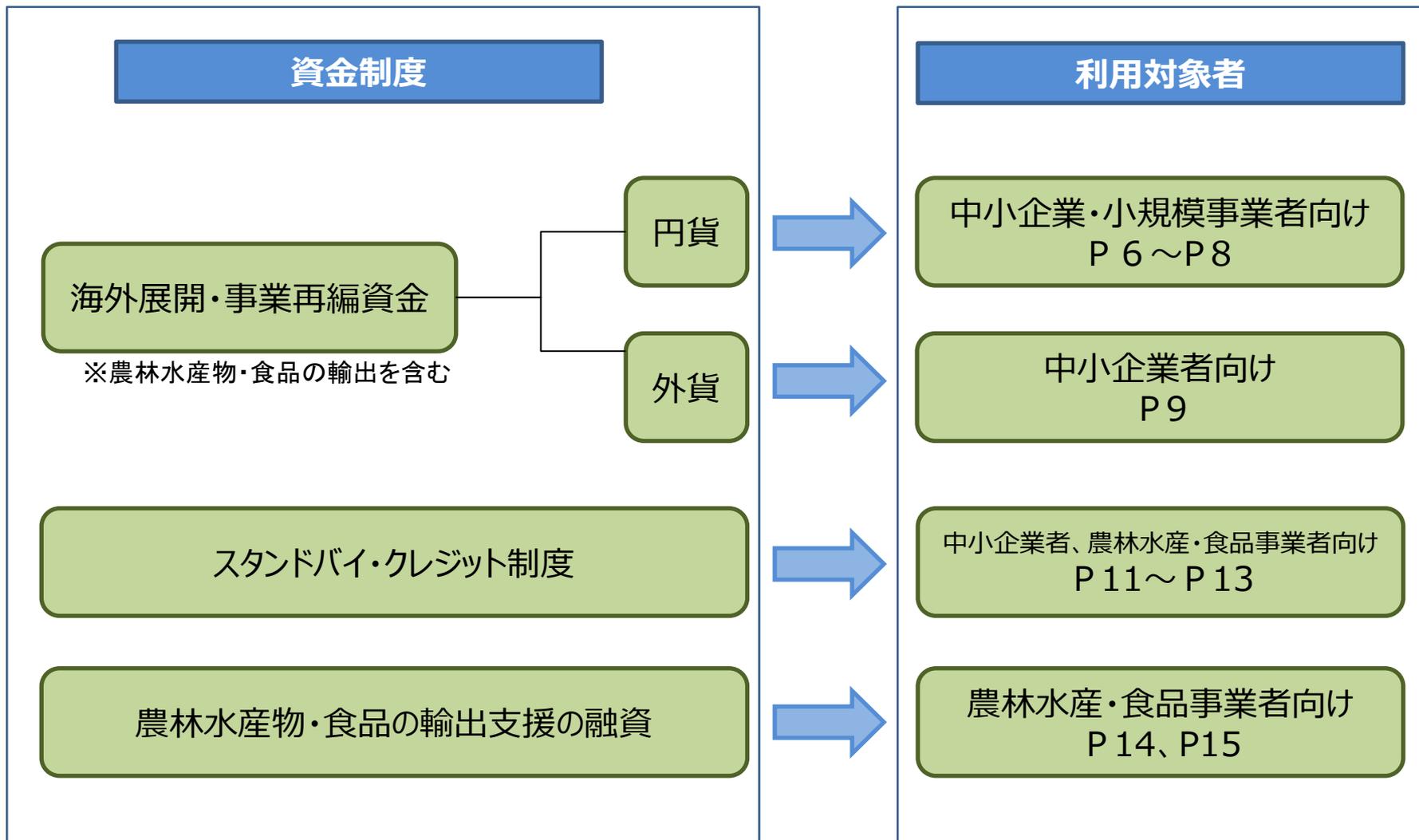
<現在>



◆ 日本公庫の主な業務



資金制度と利用対象者



■ 海外展開企業向けの制度 ～中小企業・小規模事業者～

◆ 「海外展開・事業再編資金」の概要

1 ご利用いただける方	<p>次の1、2または3に当てはまる方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経済の構造的変化等に適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の（1）～（3）の全てを満たす方 <ol style="list-style-type: none"> （1）開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の日本国内における事業の延長と認められる程度の規模を有すること （2）日本国内において、事業活動拠点（本社）が存続すること （3）経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとする事 2. 海外における経済の構造的変化等に適応するために次の（1）および（2）を満たす方 <ol style="list-style-type: none"> （1）海外直接投資に係る海外展開事業を再編することが、経営上必要であること （2）日本国内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること 3. 海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、日本国内における事業活動が影響を受けている方
2 融資限度額	<p>国民生活事業 7,200万円（うち運転資金 4,800万円） 中小企業事業 14億4,000万円（うち運転資金9億6,000万円）（別枠）</p>
3 ご返済期間	<p>・設備資金 20年以内＜うち据置期間2年以内＞ ・運転資金 7年以内＜うち据置期間2年以内＞ ※海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については、以下のとおりとなります。 設備資金 20年以内＜うち据置期間5年以内＞ ・運転資金 10年以内＜うち据置期間5年以内＞</p>
4 お使いみち	<p>・海外への直接投資 ・海外企業への生産委託 ・海外への販売強化（輸出） ・海外展開事業の再編（全部または一部を、移転または廃止することを含む。）等</p>
5 利率	<p>・基準利率 ただし、次の要件に該当する方については、特別利率・金利引下げ措置が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本と経済連携協定（EPA）または自由貿易協定（FTA）を発効または署名している国において海外展開事業を行う方 2 海外直接投資を行う方であって、海外企業を買収する方または一定の要件を満たす方 3 「ご利用いただける方」の2に該当する方 4 海外生産委託または海外販売強化を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行う等、一定の要件を満たす方 5 海外生産委託または海外販売強化を新たに行う方（開始後5年以内の方を含む。） 6 海外知的財産権を活用した海外展開事業（海外知的財産権の取得費用を除く。）を行う方

◆ 「海外展開・事業再編資金」のポイント（１）

■ 幅広いお使いみちにご利用いただけます。



1 海外への直接投資

- ・現地事務所を開設したい。
- ・現地工場を建設したい。
- （海外現地法人（子会社）等への出資等のための資金も対象となります。）



2 海外企業への生産委託

- ・現地企業へ製品の生産を委託したい。

3 海外への販売強化（輸出）

- ・海外で開催される展示会に出展したい。
- ・越境 E C サイトに出店し、海外に販売したい。



4 海外展開事業の再編

■ 様々な業種の方にご利用いただけます。

製造業はもちろん、卸・小売業、サービス業等、多種多様な事業者のみなさまにご利用いただいております。

◆ 「海外展開・事業再編資金」のポイント（2）

- 令和元年度補正予算において、「EPA・FTA締結国において、海外展開事業を行う方」を追加。
- 特別利率・金利引下げ措置をご利用いただくことができます。

ご利用のポイント

- E P A ・ F T A 締結国で行う海外展開事業として、直接投資（追加投資を含みます。）事業、生産の委託事業及び販売強化事業（輸出、市場調査など）が対象となります。
- E P A ・ F T A 締結国でこれから海外展開事業を行う方も、すでに海外展開している E P A ・ F T A 締結国内で継続して海外展開事業を行う方も金利引下げ措置の対象となります。

経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）とは

幅広い経済関係の強化を目指して、貿易や投資の自由化・円滑化を進める協定です。
 （例）日ASEAN・EPA、TPP11、日EU・EPA 他

	EPA・FTA締結国（注）
個別締結国	シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル
日ASEAN・EPA	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス
TPP11	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム
日EU・EPA	ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国

（注）EPA又はFTAが未発効であっても署名に至っている国は対象となる。

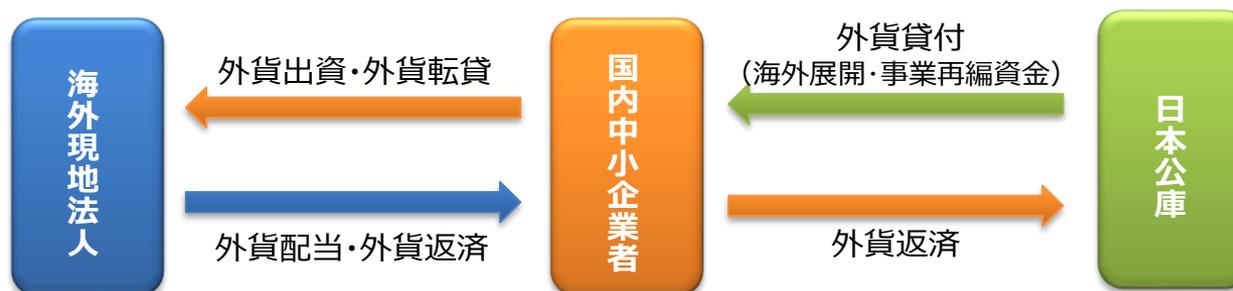
■ 海外展開企業向けの制度 ～中小企業者～

◆ 「海外展開・事業再編資金」(外貨貸付の概要)

- **米ドル**で資金調達いただけます。
- これまで米ドルの資金ニーズを日本円で調達してきた中小企業者は、本制度の利用により**為替リスクを低減**できます。

1 ご利用いただける方	「海外展開・事業再編資金」(p.6) に同じ。
2 融資限度額	「海外展開・事業再編資金」(p.6) に同じ(円貨の残高と合わせて計算)。
3 ご返済期間	・設備資金 15年以内<うち据置期間2年以内> 運転資金 7年以内<うち据置期間2年以内> ※海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については、以下のとおりとなります。 設備資金 15年以内<うち据置期間5年以内> 運転資金 10年以内<うち据置期間5年以内>
4 お使いみち	「海外展開・事業再編資金」(p.6) に同じ。
5 償還方法	割賦償還、期限一括償還(5年以内)
6 利率	信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。
7 通貨	米ドル(償還も米ドル)

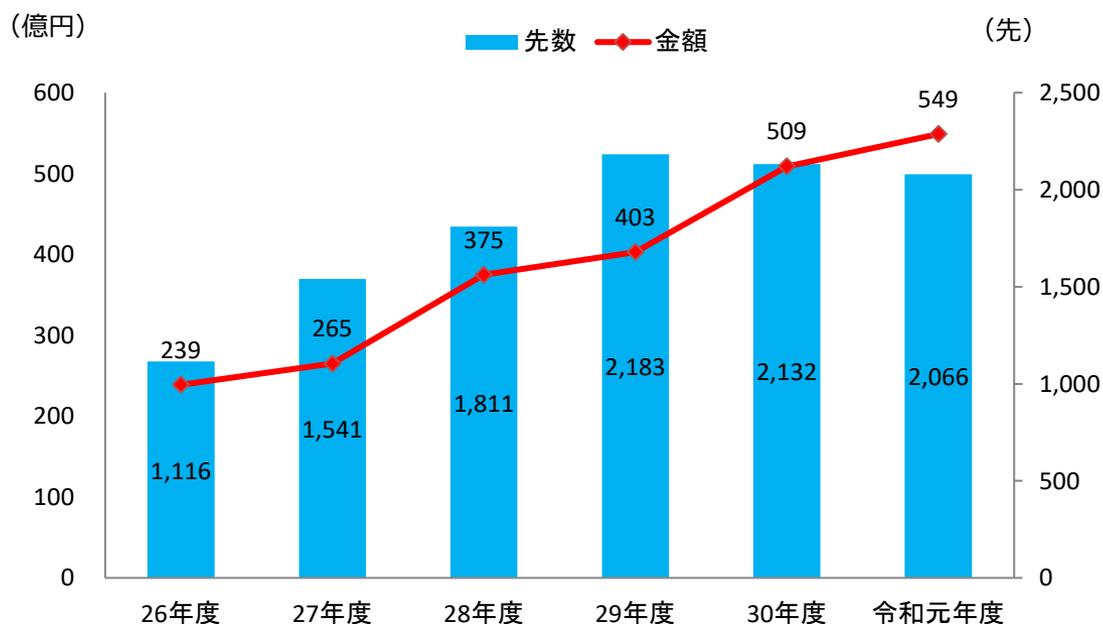
<スキーム図>



◆ 「海外展開・事業再編資金」の融資実績

■ 「海外展開・事業再編資金」の令和元年度の融資実績は、輸出入取引に係る運転資金等のニーズにきめ細かく対応した結果、2,066先、549億円となりました。

【海外展開・事業再編資金の実績推移】

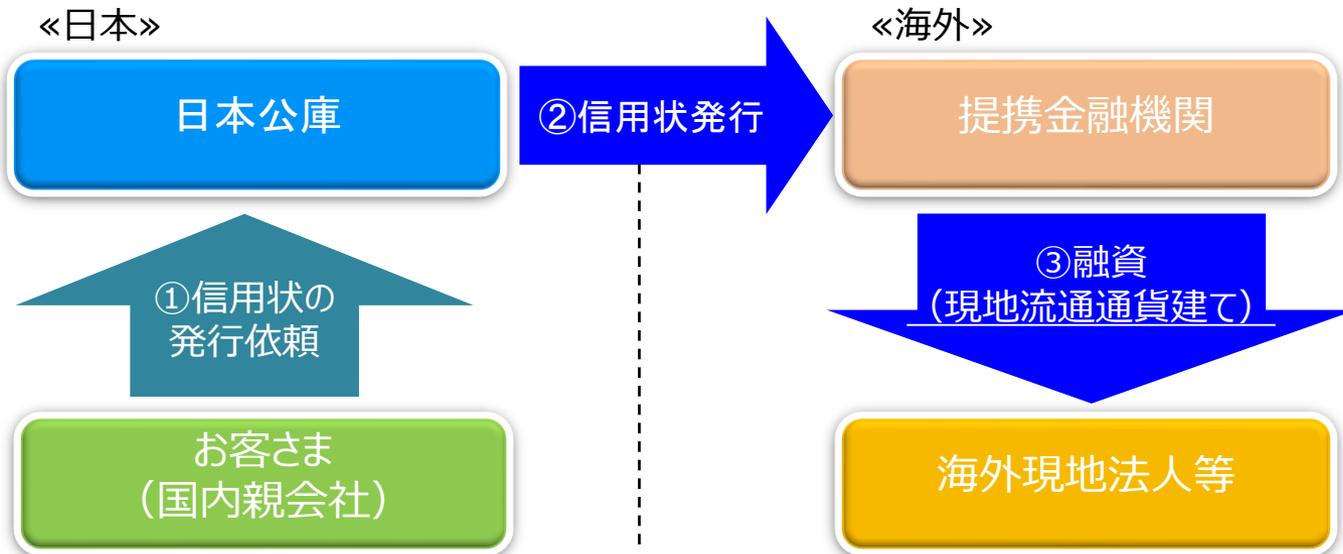


【国・地域別実績内訳（令和元年度）】

国・地域	社数
中国	667
ASEAN	547
ベトナム	169
タイ	126
フィリピン	62
マレーシア	46
その他ASEAN	144
その他	852
アメリカ	263
台湾	101
韓国	100
その他	388
合計	2,066

◆ 「スタンバイ・クレジット制度」の概要（1）

- スタンバイ・クレジット（SBLC）は、債務の保証と同様の目的のために発行される信用状です。お客さま（国内親会社）の海外支店または海外現地法人（以下「海外現地法人等」といいます）が、提携金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、日本公庫が信用状を発行します。
- 本制度により、お客さまの海外現地法人等が、海外で円滑に現地流通通貨を調達できるよう支援します。



■ 海外展開企業向けの制度 ～中小企業者、農林水産・食品事業者～

◆ 「スタンバイ・クレジット制度」の概要（2）

- スタンバイ・クレジット制度において、日本公庫が提携している金融機関は、令和2年3月末日現在、以下の15行です。
- 提携金融機関と連携し、**円滑に現地流通通貨を供給できる体制**を構築しています。

中国

<日本語名>平安銀行
<英語名>Ping An Bank Co.,Ltd.

インド

<日本語名>インドステイト銀行
<英語名>State Bank of India

インドネシア

<日本語名>バンクネガラインドネシア
<英語名>PT Bank Negara Indonesia (Persero) Tbk

日本（対象地域：中国）

<日本語名>山口銀行
<英語名>The Yamaguchi Bank, Ltd.

日本（対象地域：中国）

<日本語名>名古屋銀行
<英語名>The Bank of Nagoya, Ltd.

日本（対象地域：中国）

<日本語名>横浜銀行
<英語名>The Bank of Yokohama, Ltd.

韓国

<日本語名>K B 国民銀行
<英語名>KB Kookmin Bank

マレーシア

<日本語名>C I M B 銀行
<英語名>CIMB Bank Berhad

メキシコ

<日本語名>バルテ銀行
<英語名>Banco Mercantil del Norte, S.A.

フィリピン

<日本語名>メトロポリタン銀行
<英語名>Metropolitan Bank & Trust Company

シンガポール

<日本語名>ユナイテッド・オーバーシーズ銀行
<英語名>United Overseas Bank Limited

台湾

<日本語名>合作金庫銀行
<英語名>Taiwan Cooperative Bank

タイ

<日本語名>バンコック銀行
<英語名>Bangkok Bank Public Company Limited

ベトナム

<日本語名>ベト・イン・バンク
<英語名>Vietin Bank

ベトナム

<日本語名>HDバンク
<英語名>HD Bank

■ 海外展開企業向けの制度～中小企業者、農林水産・食品事業者～

◆ 「スタンバイ・クレジット制度」の概要（3）

1 ご利用いただける方

○ 次のいずれかの計画の承認又は認定（変更承認又は変更認定を含む）を受けた方。

- ・経営強化法に基づく経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画、経営力向上計画、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画
- ・地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画
- ・農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
- ・農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画又は事業参入計画
- ・食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画
- ・農林水産物・食品輸出促進法に基づく輸出事業計画（但し、食品等の流通の合理化に関する措置を含むものに限り。）
- ・地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画

○ 本制度により資金調達を行う海外現地法人は、お客さまが経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画においてお客さまと共同で事業を行うこととされている先に限ります。

2 補償限度額：1法人あたり4億5,000万円

3 信用状有効期間：1年以上6年以内

4 海外での借入れ条件：

○ 融資条件（期間・返済方法・金利等）の詳細は提携金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。

- ・融資金額及び通貨：信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て（ドル含む。）。
- ・資金用途：承認又は認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金
- ・融資期間：1年以上5年以内

■ 海外展開企業向けの制度 ～農林水産・食品事業者～

農林漁業者や食品企業が、自らの経営改善や国内農林漁業の振興のために、海外へ国産農林水産物やその他加工品を輸出する場合に必要な資金を、日本公庫農林水産事業の資金制度においてご利用いただけます。

◆ 農林漁業者向け資金制度

資金の使いみち	資金名	対象者	融資限度額
設備資金 ・輸出対応のための施設取得 ・保管倉庫の拡張 等 運転資金（①、②のみ） ・事前準備に必要な諸経費 ・輸出事業拡大に伴う雇用費 ・商標登録費 ・海外渡航費 等	①農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	認定農業者（農業を営む個人・法人）	負担額（補助金を除く）の100%または次に掲げる額のいずれか低い額 個人：3億円 法人：10億円
	②漁業経営改善支援資金	漁業を営む個人・法人であって、「漁業経営改善計画」の認定を受けた方	負担額（補助金を除く）の80%以内※ ※融資限度額は、漁業種類等により異なりますので、詳しくは資金リーフレットをご参照ください。
	③農林漁業施設資金（共同利用施設、特別振興事業※）	農林漁業を営む方々の組織する法人・団体 ※資金用途が特別振興事業の場合は、特別振興事業を行う個人・法人	負担額（補助金を除く）の80%以内

■ 海外展開企業向けの制度 ～農林水産・食品事業者～

◆ 食品産業向け資金制度（農林水産物・食品輸出促進資金制度）

◆ 食品流通改善資金

対象者	食品等製造業者またはそれらの組織する法人 食品等販売業者またはそれらの組織する法人 等
対象事業	認定を受けた輸出事業計画に従って実施される事業 であって次に掲げるもの ・施設の取得等 ・特別の費用の支出もしくは権利の取得 ・他の事業者の株式もしくは持分の取得または他の事 業者への出資
融資期間	10年超15年以内（うち据置期間3年以内）
融資限度額	負担額の80%以内

◆ 食品産業品質管理高度化促進資金（HACCP資金）

対象者	食品の製造または加工を行う事業者
対象事業	認定を受けた輸出事業計画に従って実施される事業で あって次に掲げるもの ① 建物の整備 ② 衛生管理設備の設置 ③ 監視制御システムのための機械・設備の設置 ④ ①～③と併せて、一体的に導入する生産施設の整備
融資期間	10年超15年以内（うち据置期間3年以内）
融資限度額	負担額の80%以内

◆ ご利用イメージ



◆ 海外展開・事業再編資金のご融資事例(国民生活事業)

【1 海外直接投資】 業種：婦人服小売、進出国：モンゴル、融資金額：1,450万円

原材料である毛糸をモンゴルから仕入れていたが、近年毛糸の価格が上昇。その対策として、同国で原毛から毛糸に加工する工場を設置することになった。原材料の安定確保に加えて、自社加工によるコスト削減が可能。日本公庫は現地法人に転貸する設備資金を融資。

【2 海外生産委託】 業種：水産物加工、進出国：タイ、融資金額：2,000万円

焼き魚やエビフライの半加工品を製造する企業。コスト削減の観点から、人件費の安いタイの工場に生産を委託。委託先に製造ノウハウを共有する等、製品の質を高めるよう取り組んでいる。日本公庫は委託先への支払に必要な資金を融資。

【3 海外販売強化】 業種：文房具等製造販売、進出国：アメリカ、中国、融資金額：300万円

自社ブランドの文房具や日用品を製造販売する企業。大手越境ECサイトや自社サイトを活用し、国内だけでなく、アメリカや中国にも商品を販売。近年は、海外からの受注が特に好調。日本公庫は輸出増加に対応するために必要な仕入れ資金を融資。

◆ 海外展開・事業再編資金のご融資事例(中小企業事業)

【1 海外直接投資】 業種：二輪車・自動車部品製造、進出国：ベトナム、融資金額：2億7,000万円

二輪車・自動車部品加工業者。平成20年にベトナムに進出。主力取引先の手日系二輪車メーカーからの受注が増加傾向にある一方で、既存工場はフル稼働となっていたため、工場の増設を計画。日本公庫は工場増設資金として融資。

【2 海外直接投資】 業種：金属プレス部品製造、進出国：タイ、融資金額：2億7,000万円

自動車向けの金属プレス部品製造業者。主力取引先の手自動車部品メーカーからの要請を受けて、タイに進出。要請を受けた部品メーカーの近隣に工場を建設。日本公庫は新設法人の資本金（用地取得、工場建設等）として融資。

【3 海外生産委託】 業種：婦人・子供服卸売業、進出国：インド、融資金額：5,000万円

海外、国内向けに婦人服を主に取扱う衣服卸売業者。海外での取引拡大に向けた新製品等の生産委託開始に伴い、日本公庫は運転資金として融資。

◆ 海外展開関連にかかるご融資事例（農林水産事業）

【1 海外販売強化】 業種：稲作、輸出国：ベトナム、融資金額：1,600万円

稲作経営を行う農業法人。日本食がブームとなっているベトナムへの高付加価値米の輸出を図るため、輸出用米の生産拡大に必要となる水田の整備、土壌改良を実施。日本公庫は事業実施に当たり、地元地銀と連携して運転資金を融資。

【2 国内施設整備】 業種：果樹生産・加工、輸出国：アジア、北米等 融資金額：1億5,000万円

独自ブランドのリンゴを自社生産するほか、高品質リンゴジュースを製造する農業法人。高い評価を受けている海外等の取引先向けジュースの増産を図るため、老朽化したジュース製造施設の更新投資を実施し、日本公庫は設備資金を融資。今回設備投資により衛生管理・製造能力を向上させ、取引先の受注に対応。

【3 海外直接投資】 業種：花き生産、進出国：台湾、融資金額：1,000万円

花き（胡蝶蘭）を生産する農業法人。これまで、胡蝶蘭の苗を台湾の業者から仕入れて国内で育成していたが、輸入している苗の品質の向上及びコスト削減を図るため、台湾に進出し苗を生産する現地法人を設立。日本公庫は当現地法人を設立するための出資金に対して、スーパーL資金を融資。

■ 国民生活事業の取組み

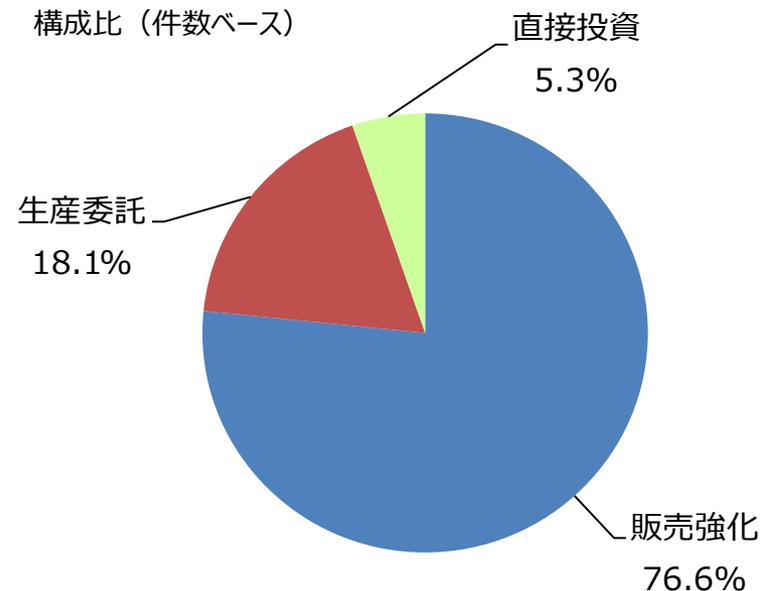
◆ 海外展開・事業再編資金 融資先の特徴（１）

- 海外へ輸出を行うための費用や、海外展示会への出展費用等を資金使途とする、販売強化のために資金を利用する企業が約 8 割を占める。
- 地域の伝統産品等を扱う「クールジャパンを担う企業」も利用

* 日本公庫（国民生活事業）の融資実績【令和元年度】

	件 数	金 額
販売強化	1, 2 0 9	9 1. 3 億円
生産委託	2 8 5	2 6. 2 億円
直接投資	8 4	1 4. 6 億円
合 計	1, 5 7 8	1 3 2. 1 億円

- * 「クールジャパンを担う企業」の例
- ・ 製造業（和菓子、刃物、陶器等）
 - ・ 卸・小売業（日本酒、日本茶、メガネ等）
 - ・ その他（そば打ち機械製造販売、アニメグッズ販売等）



国民生活事業の取組み

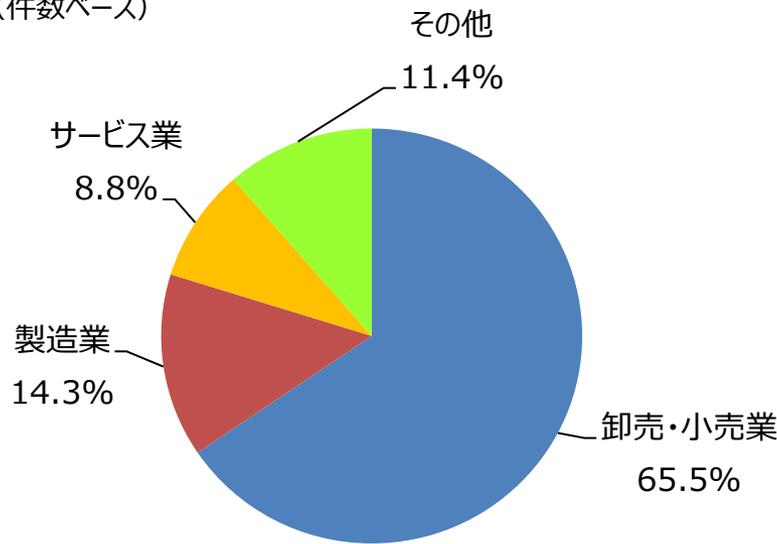
海外展開・事業再編資金 融資先の特徴（２）

- 卸・小売業が約70%を占める。
- 進出先は、中国・ASEAN地域を中心にアジア諸国が7割を占める。

* 日本公庫（国民生活事業）の融資実績【令和元年度】

①業種別

構成比（件数ベース）



②進出先別 (単位：件、%)

	件数	構成比
アジア	1,114	70.6
中国	494	31.3
ASEAN(※)	353	22.4
その他アジア	267	16.9
その他	464	29.4
総計	1,578	100.0

※ASEANの内訳 (単位：件、%)

	件数	構成比
ベトナム	108	6.8
タイ	77	4.9
フィリピン	42	2.7
シンガポール	33	2.1
インドネシア	22	1.4
その他	71	4.5

◆ 海外展開・事業再編資金の融資事例集の発行

- 平成25年度から、情報提供の一環として、海外展開・事業再編資金の利用先を特集した事例集を発行
- 年度ごとに、その時々の時勢に沿ったテーマで特集記事を掲載（越境EC、海外展示会、海外知的財産権）
- 当事例集は、日本公庫ホームページからも閲覧が可能
(https://www.jfc.go.jp/n/finance/keiei/shien_s.html)



【令和元年度】
知財とともに世界へ



【30年度】
日本力、世界へ。



【29年度】
Made in Japan 世界へ！



【28年度】
世界が認めたJAPAN QUALITY

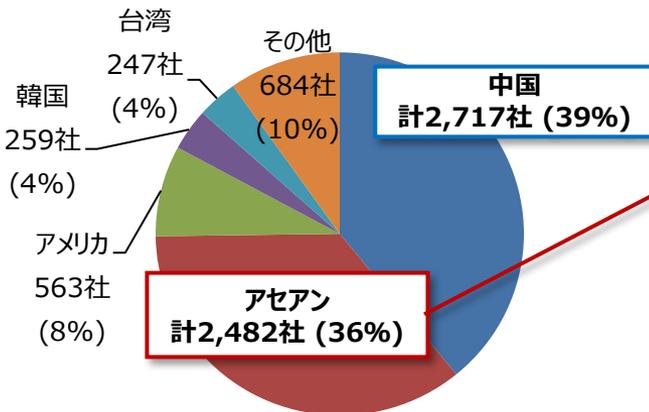
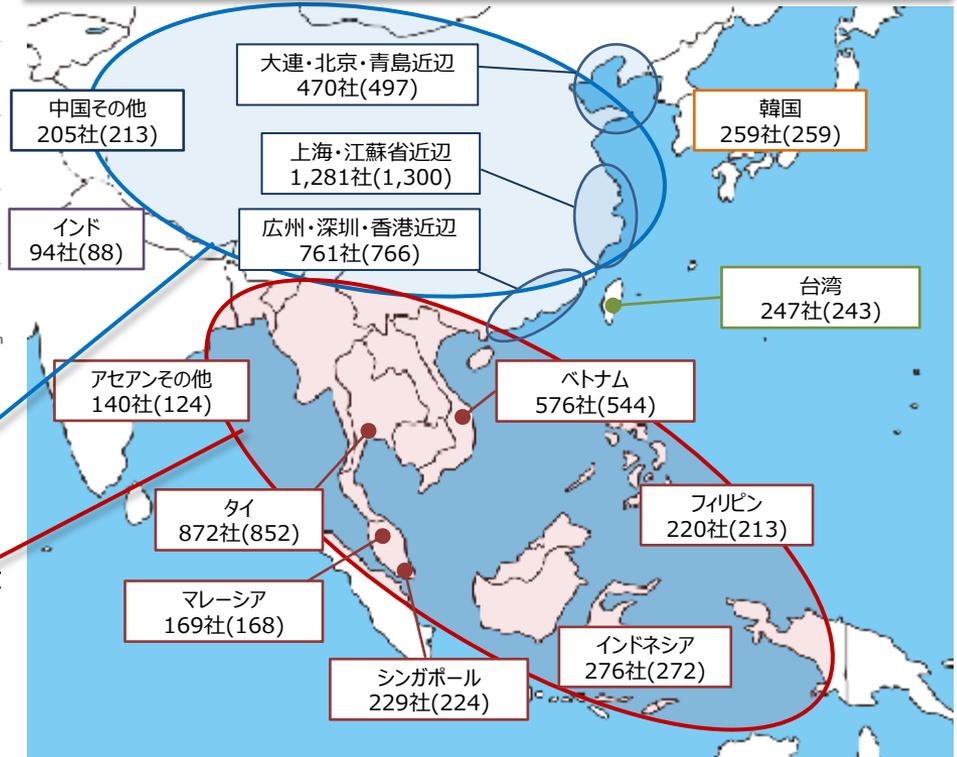
◆ 取引先海外現地法人の現状（1）

■ 日本公庫中小企業事業の取引先が保有する海外現地法人等の数は2020年3月末現在では6,952社となっています。国・地域別にみると中国2,717社（39%）、アセアン計2,482社（36%）等となっています。

○ 取引先海外現地法人等の社数の推移



○ 中国・アセアン等への進出状況



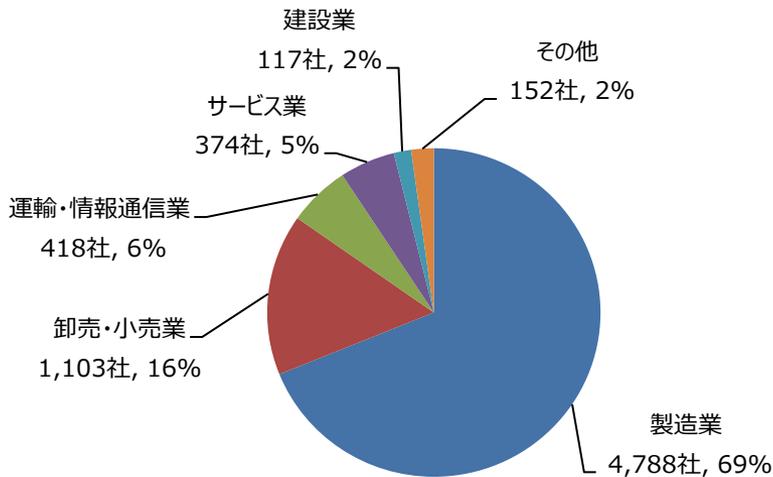
(※1) 2020年3月末現在。()内は2019年3月末現在。

(※2) 上図以外で進出企業数が多い国は、アメリカ563社、メキシコ82社、ドイツ56社、イギリス42社等。

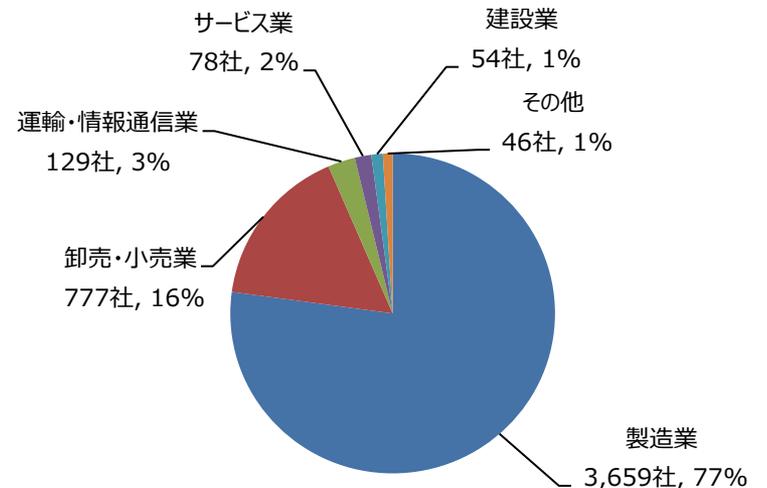
◆ 取引先海外現地法人の現状（2）

- 2020年3月末現在の取引先海外現地法人等の69%が製造業
- 9年間（2011年3月末～2020年3月末）で、非製造業（サービス業、運輸・情報通信業等）の比率が上昇

2020年3月末 取引先海外現地法人等
(総数6,952社)



2011年3月末 取引先海外現地法人等
(総数4,743社)



◆ 海外駐在員事務所のサポート

- バンコク事務所は駐在員6名、上海事務所は駐在員4名体制
- 現地法人同士の交流・研鑽・懇親を目的に平成24年9月、タイ懇話会発足。四半期に一度、意見交換会・勉強会などを開催。その他、現在までに、上海、ベトナム、インドネシア、韓国にて海外懇話会を設立

進出前のサポート

1 進出検討先に対する情報提供

中国・アセアンへの進出取引先現地法人など日系中小企業の現地での活動状況や現地の法律やルールを説明
また、進出後の企業経営イメージを掴んでもらうため、進出検討先や取引先現地法人の経営者等と面談をアレンジ

2 進出に役立つ機関の紹介

日系中小企業に適した現地金融機関、会計・法律事務所等を紹介

進出後のサポート

1 現地法人の経営面（工場運営、販売先・仕入先開拓等）に係る相談対応

取引先現地法人の成功事例の紹介、取引先現地法人同士のマッチングやビジネス商談会開催

2 取引先現地法人向けの交流会等の開催

取引先現地法人の経営者に対し、ネットワークの構築支援及び経営課題に対する解決のための交流会を開催

◆ 海外における交流会等の主な開催実績（令和元年度）

	開催日	開催国・地域（都市）	テーマ
1	2019年 6月 27日	中国（蘇州）	「中国法人の生産現場改善とIoTの活用」 「将来の幹部が自然と育つ組織環境のつくりかた」
2	7月 3日	ベトナム（ホーチミン）	「今、熱いベトナム地方での取組み」等
3	7月 25日	シンガポール	「シンガポールにおけるコンプライアンス及び契約の注意点」等
4	8月 2日	中国（大連）	「中国製造2025を見据えた自動化・知能化による生産性向上」等
5	9月 4日	タイ（バンコク）	「タイにおける自動化ニーズと人材育成の取組み」等
6	9月 10日	中国（上海）	「中国における《人を軸にした経営》～一人ひとりの成長の総和が会社発展の基盤～」
7	10月 18日	台湾（台北）	「台湾における統合・合併事業参画と運営～実務経験を踏まえた課題と対応策～」等
8	11月 7日	インドネシア（ジャカルタ）	日インドネシアビジネス商談会（日系企業の取引先開拓支援）
9	12月 10日	マレーシア（クアラルンプール）	「マレーシアにおける生産性向上の取組みと今後の戦略」等
10	2020年 1月 20日	中国（深圳）	「ロボット導入による生産現場改善」
11	1月 28日	タイ（バンコク）	日タイビジネス商談会（在タイ取引先現地法人の販路開拓支援）

◆ 「スタンバイ・クレジット制度」の利用のメリット

■ 海外での円滑な資金調達

日本公庫が発行する信用状を担保として活用することで、提携金融機関から円滑かつ日本公庫の信用力を勘案した金利で融資を受けることができます。

■ 為替リスクの回避

現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てることのできるため、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避できます。

■ 海外での経営管理体制の強化

本制度の利用をきっかけとして、提携金融機関との取引を開始・拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができます。

■ 国内親会社の財務体質の改善

海外現地法人等が国内親会社から資金調達（出資受入や借入）する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化でき、R O A等の経営指標の改善も期待できます。

■ 中小企業事業の取組み

◆ 「スタンバイ・クレジット制度」のご活用事例

タイ現地法人における事業拡大をスタンバイ・クレジット制度（連携スキーム）で支援

プロニクス株式会社は精密部品等のプラスチック成型加工業者。取引先の海外進出に対応するため、タイ及びベトナムに現地法人を設立し、現地日系企業を中心に低コストかつ高品質の製品を供給している。

中小企業事業はスタンバイ・クレジット制度の連携スキームにより、京都信用金庫と連携してバンコック銀行に対し信用状を発行。同社タイ現地法人におけるタイパーツでの資金調達を支援。

タイ現地法人では、従来は金型の製造を中心に手掛けていたが、射出成型機を導入し、プラスチック成型加工業務に進出し、事業拡大を図っている。

以下のとおり、協調金融機関と協調融資を実施した旨を記載したプレスリリースを実施し、広報活動においても連携しています。



平成 31 年 1 月 28 日
京 都 信 用 金 庫
日 本 政 策 金 融 公 庫 京 都 支 店

日本政策金融公庫との「スタンバイ・クレジット制度」制度による連携について
～現地流通貸建て資金調達が京都信用金庫と日本政策金融公庫が連携してサポート～

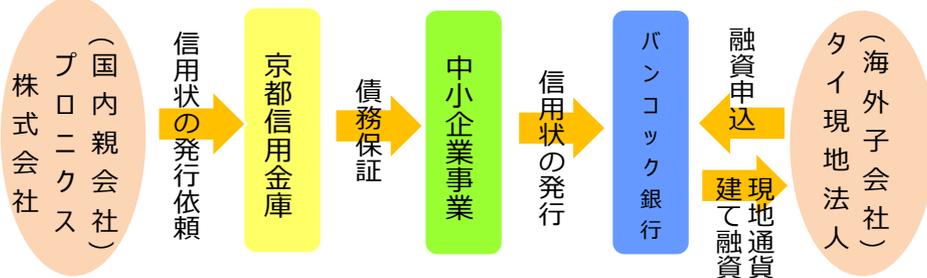
京都信用金庫（本店：京都市下京区、理事長：梶田 隆之）は、日本政策金融公庫京都支店と、平成 30 年 11 月 22 日に「スタンバイ・クレジット制度」に係る基本契約を締結し、本制度での連携を開始しております。これに基づき、当金庫と公庫は本制度適用によるプロニクス株式会社のタイ現地法人の資金調達に対応しました。

公庫がバンコック銀行（タイ）に対して、同社タイ現地法人の債務を保証する信用状を発行し（保証金額 9 百万パーツ。円貨換算 30 百万円相当（注））、そのうち 4.5 百万パーツは、当金庫が日本公庫に債務保証をする連携スキームを用いています。本スキームの適用は京都府で初となります。

「スタンバイ・クレジット制度」は、中小企業・小規模事業者が海外現地法人等と共同で新たな事業活動を行うために必要となる現地流通貸建て資金の調達を支援する制度です。本制度利用のメリットとして、海外現地法人等が事業活動で得た資金をそのまま返済原資に利用できることによる為替リスクの回避や、資金調達手段の多様化等が挙げられます。

プロニクス株式会社は、経営強化法に基づく経営力向上計画の承認を近畿経済産業局から受け、海外現地法人と一体になって経営力向上に取り組んでおり、当金庫と日本公庫はこうした同社の海外展開に必要な現地流通貸建て資金の円滑な調達をサポートしました。

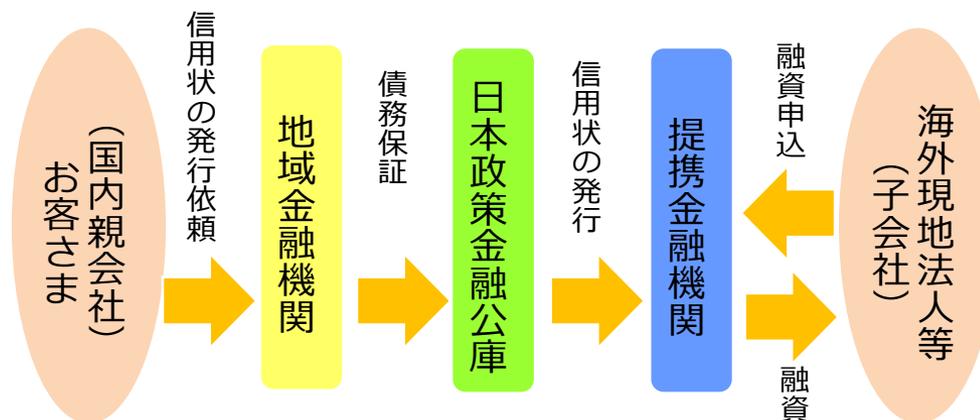
今後も両庫が連携することで、中小企業・小規模事業者の海外展開にかかる円滑な資金調度を支援していきます。



■ 中小企業事業の取組み

◆ 「スタンバイ・クレジット制度」での地域金融機関との連携

- 平成25年6月の「日本再興戦略～JAPAN is BACK～」の中で、「国際展開する中小企業・小規模事業者の支援」の一方策として、日本公庫のスタンバイ・クレジット制度の活用が掲げられました。
- これを踏まえ、より多くの中小企業が制度を利用できるよう、**地域金融機関と連携したスキームの取扱いを25年10月から開始**しました。
- 令和2年3月末日現在、**連携している地域金融機関は61機関**に上っています（地方銀行18行、第二地方銀行17行、信用金庫25金庫、信用組合1組合）。



◆ 農林水産事業における主な海外展開支援メニュー

(1) 輸出相談の個別対応（輸出全般支援）

農林水産事業本支店に農林漁業者・食品企業を対象にした海外展開に関する相談窓口を設置し、お客さまの個別相談に対応します。また、相談内容に応じて、JETROとも連携を図り対応します。

(2) 輸出関連セミナーの提供（輸出前支援）

農林水産省やJETRO等と連携し、農林漁業者や食品企業の皆さまを参加対象とした輸出関連セミナーの場を提供します。また、日本公庫が主催するアグリフードEXPO東京・大阪において、海外展開相談コーナーを設置し、出展するお客さまの海外展開に関するご相談に対応します。

(3) トライアル輸出支援事業（貿易会社との連携）

国内外の貿易会社と契約・提携し、新たに輸出に取り組むお客さまに対して、試験的な輸出を支援します。

(4) 商談の場を提供・商談サポート

JETRO等と連携し、国内外商談会、海外見本市の場を提供します。

また、必要に応じて、商談会や見本市へ出張・同行し、商談をサポートします。

【商談会・見本市の例】

- ①日本公庫主催のアグリフードEXPO東京・大阪で実施されるJETROの輸出商談会
- ②海外見本市（ジャパンパビリオン）に日本公庫お客さま向けブースを設置
- ③トライアル輸出支援事業を活用した現地視察・商談会を開催



■ 農林水産事業の取組み

◆ お客さまの取り組み状況に応じた輸出支援

ステージごとの輸出支援イメージ



	準備ステージ	開始ステージ	発展・投資ステージ
輸出の取組ステージ (想定される姿)	輸出に興味はあるが、具体的に何をすればよいか把握できていないお客さま	輸出商談会への参加やサンプル輸出の経験はあるものの、継続的な輸出は実現していないお客さま	<ul style="list-style-type: none"> 既に一定の輸出実績があり、今後さらに本格的に取り組むお客さま 輸出関連の設備投資を計画または実行済のお客さま
お客さまの課題	情報収集（海外市場・規制） 輸出国の選定、輸出準備	貿易商社との商流構築 認証取得、商標登録等	輸出対応の設備投資 現地法人設立等
日本公庫の支援			
金融	輸出準備等に対する運転資金	輸出用の設備投資や認証取得に向けた設備資金及び運転資金	
非金融	トライアル輸出支援事業及び現地視察・商談会 地区・支店が主催する輸出セミナー等における情報提供 アグリフードEXPOにおける海外展開相談コーナー		海外で開催される食品展示会出展サポート（ジャパンパビリオン内の日本公庫ブース）
関係機関との連携	農林水産省（各種補助事業、GFP登録者に対する訪問診断、交流会開催等の支援） ジェトロ（農林水産物・食品の輸出支援ポータル、各種セミナー、国内・海外商談会、海外見本市、輸出専門家による個別支援等）		

◆ トライアル輸出支援事業

[事業概要]

初めて輸出に取り組む農水産業者・食品企業が輸出の一連の流れを経験し、海外市場におけるニーズを把握することを目的とした輸出支援事業です。日本公庫と提携する貿易商社が、輸出の事前準備から手続き、販売までをサポートし、海外での売れ行き状況等をフィードバックします。

[貿易商社による支援内容]

① 相談・申し込み

トライアル輸出の利用を希望する場合は、支店に申込書類を提出します。

② 事業委託・生産者マッチング

申込者と貿易商社のマッチングを行い、海外市場での輸出商品の可能性やラベル表示作成などについて、貿易商社から申込者にアドバイスします。

③ 商品の出荷

貿易商社は海外までの輸送費や海外での小売価格などを勘案して、輸出商品を買取り、申込者は貿易商社の指定する国内倉庫に商品を納品します。

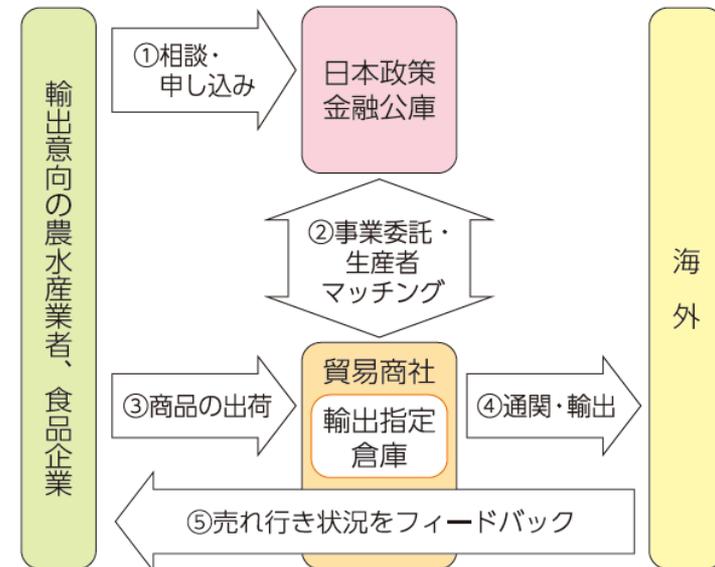
④ 通関・輸出

輸出する際に必要な検疫証明、通関手続きなどの必要書類や各種届出などをサポートします。

⑤ 売れ行き状況をフィードバック

海外のバイヤーを通じて売れ行き状況などをフィードバックし、継続取引の可能性や今後の改善点をフィードバックします。

<スキーム図>



※日本公庫農林水産事業資金の残高があり、これまで実績がない国・地域への輸出に取り組もうとしているお客さまが対象です

◆ トライアル輸出支援事業 支援実績（平成25年度～令和元年度）

	台湾	シンガポール	マレーシア	香港	米国	マカオ	タイ	中国	フランス	カナダ	合計
支援件数	84	77	40	36	23	17	6	5	3	1	292
農産物	28	30	13	18	2	3	6		2		102
畜産物	7	1		2							10
水産物		2	1								3
加工品	49	44	26	16	21	14		5	1	1	177

<トライアル輸出支援事業による支援事例>

タマネギ、イチゴの六次産業化でアメリカへの販路獲得

- ▶ タマネギ、イチゴを生産するA社は、トライアル輸出支援事業を活用し、アメリカへ「玉ねぎドレッシング」の試験販売を実施。現地スーパーでの店頭販売において、独自性の高さが評価を得て継続的な取引を開始。
- ▶ また、トライアル輸出事業で培ったパイプを活用し、自社のイチゴを使った「いちごバター」を商社に提案したところ、品質の良さが評価され、アメリカ向け輸出を開始。マカオ、香港などの商社からの引き合いも強く、生産が追いつかないほどの状況。

■ 外部機関との連携

◆ 日本貿易振興機構（JETRO）

■ JETROと業務連携に関する覚書を締結（平成24年10月）

【連携内容・分野】

- 1 中小企業者及び農林水産業者への情報提供
- 2 個別の中小企業者及び農林水産業者からの相談への対応
- 3 商談会、展示会、ミッション派遣等への対応 等

「新輸出大国コンソーシアム」（平成28年4月～）における連携

- 公的機関や地域金融機関など国内各地域の支援機関が協力し、TPP協定等、日本との経済連携協定メリットを最大限活用し、海外展開を目指す中小企業を総合的に支援する枠組み（事務局はJETRO）
- 日本公庫もコンソーシアム参加機関（受付機関）として、中小企業者の課題解決支援に取り組んでいます。

JETROとの連携事例

セミナー・商談会の開催

- ・日本公庫3事業とJETRO共催で「食品輸出商談会」を開催
- ・商談会前に、日本公庫担当者がバイヤー向けに海外展開資金等の融資制度やサービスを周知

JETRO商談会で制度周知

- ・JETRO主催の酒造メーカーの商談会を日本公庫が後援
- ・説明会の場で、日本公庫担当者が海外展開資金等の融資制度やサービスを周知

新輸出大国コンソーシアムの活用事例

- ・ハーブ茶や健康茶を販売する企業がベトナムに自社工場を設立する際の資金を日本公庫が融資
- ・現地での法人設立に係る情報や専門コンサルタントの紹介等支援の希望があったため、コンソーシアムのスキームを活用し、事務局であるJETROへの取次ぎを実施

■ 外部機関との連携

◆ 日本弁護士連合会（日弁連）

- 平成23年4月：日弁連と「中小企業支援に関する覚書」を締結
- 平成24年10月：「日弁連中小企業国際業務支援弁護士紹介制度」の案内をスタート

<「日弁連中小企業国際業務支援弁護士紹介制度」の概要>

- 1 当制度は、日弁連と連携する機関からの紹介を受けた場合のみ利用可能
- 2 相談内容に応じた専門の弁護士をご紹介
(現在のところ、札幌地域、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、愛知県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県に事務所のある弁護士)
- 3 初回相談については、30分間無料
以降、30分ごとに10,000円（税抜）（上限は10時間）

